

令和7年4月1日現在

令和6年度指導監査における重大文書指導

指導監査対象名称	指導監査 種 類	指導監査 実 施 日	指導監査結果 (重大文書指導)	改善状況
社会福祉法人 札幌緑の苑	一般監査	令和6年11月20日	1 決算は、毎会計年度終了後3月以内に評議員会の承認を得る必要があるところ、令和4年度及び令和5年度決算について未だ承認を得ていないことから、速やかに評議員会を招集し承認を得ること。 なお、評議員会で承認を受ける計算書類等については、あらかじめ監事監査及び理事会の承認を受ける必要があることに留意すること。	改善見込み
			2 収支予算書は定款の定めに従い毎会計年度開始の日の前日までに作成しなければならないところ、令和5年度に続き令和6年度の収支予算書も期日までに作成されていないことから、速やかに作成し理事会の承認を得ること。また、事業活動は作成した予算に基づき行うこと。	改善済み